

入札説明書

令和元年5月7日

三重県伊勢市上地町2691番地6
ダイム農園伊勢いちご協議会
代表 大西洋一

ダイム農園伊勢いちご協議会が発注する一般競争契約に係る入札公告（令和元年5月7日付け）に基づく入札については、別に定める仕様書の他、下記に定めるところによるものとする。

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | 工事場所 | 三重県伊勢市上地町下卯起4479及び4480 |
| 2 | 工事名 | ダイム農園伊勢いちご協議会 いちごハウス栽培システム及びいちご育苗ハウスシステム新設工事 |
| 3 | 入札方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 現場説明会 | 実施しない（敷地は自由に見学可とする。） |
| 5 | 入札書提出日 | 令和元年5月28日 午前10時00分 |
| 6 | 入札書提出場所 | 三重県伊勢市上地町2691番地6 |
| 7 | 予定工期 | 契約日から令和元年9月15日まで |
| 9 | 支払い条件 | 前払い金なし、竣工後の翌月末までに一括払い |
| 10 | 契約等 | 本入札は農林水産省の「新しい園芸産地づくり支援事業」のうち「機械・施設のリース導入」を活用するものであり、落札された業者はリース会社と売買契約を結ぶこと。 |
| 11 | その他 | 落札者は構造計算書、実施設計書、出来高設計書、その他補助事業上必要な書類を各3部提出すること。 |

（注）落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 入札の方法及び入札の無効の要件その他の入札、工事の施工についての必要な事項
- 1 入札書のあて名はダイム農園伊勢いちご協議会あてとし、1件ごとに作成して封書の上の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函する。
 - 2 代理人が入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出する。
なお、この場合の入札書には、入札者本人の住所・氏名を記載し、使用印を押印するとともに代理人と表示して受任者の氏名を記載して押印する。
 - 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - 4 入札参加者は、入札の際には別に定める指名停止の申立書を提出すること。
 - 5 入札執行回数は、原則として、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは打切りとする。
 - 6 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
 - 7 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない第3者に引かせる。
 - 8 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。なお、(7)に該当する入札については、その回の入札のみ無効とし、再度入札については参加できる。
 - (1) 入札に参加する資格がない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者が他人の入札を代理したとき。
 - (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - (5) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (6) 入札者がその提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
 - (7) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱又は識別し難い入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
 - (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - 9 次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。
 - (1) 入札金額が前回の入札における最低価格と同額以上の入札をした者は失格として、再度入札に参加できない。
 - (2) その他適正な入札の執行を妨げた者は、失格として入札に参加できない。
 - 10 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、電話等により辞退を届け、後日、必ず入札辞退届を提出すること。
 - 11 建設業者は、その請け負った建設工事を施行するときは、建設業法（昭和24年法律第00号）第27条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。
なお、同条第3項に定める建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に規定する額以上の工事を施行する場合は選任技術者を配置しなければならない。
 - 12 発注者が必要があると認めるときは、工事費内訳書の提出を入札条件とすることができる。
この場合、工事内訳書を提出しない者の入札は無効とし、また提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とすることができる。